

## 別府市総合政策アドバイザー設置要綱

### (目的)

第1条 別府市における地方創生を推進すること並びに政策及び施策全般について、専門的な立場から助言・提言を得ることを目的として、総合政策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

### (委嘱)

第2条 アドバイザーは、高い識見と経験を有する者の中から市長が委嘱する。

2 アドバイザーの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

### (職務)

第3条 アドバイザーの職務は、市長の求めに応じて、専門的な立場から適宜、市長へ助言・提言を行うこととする。

### (謝礼等)

第4条 アドバイザーには、謝礼金を予算の範囲内で支払うものとする。

2 アドバイザーには、別府市職員等の旅費に関する条例（昭和26年別府市条例第4号）に定めるところにより旅費を支給する。

### (守秘義務)

第5条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

### (庶務)

第6条 アドバイザーに関する事務は、企画部政策推進課において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。